

議案第 11 号

令和 3 年度立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針（案）について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条の規定による。

令和 3 年度立川市立中学校使用教科用図書の採択について（案）

1 今年度の状況

本市では、令和 2 年度に中学校用教科書の採択が適切に行われたところであるが、自由社の「新しい歴史教科書」が再申請により、令和 2 年度の文部科学大臣の検定に合格した。このことにより、文部科学省が「令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和 3 年 3 月 30 日付）を発出し、「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものである」と示した。これを受けて、立川市教育委員会においても、以下の方向性で自由社の「新しい歴史教科書」について採択の検討をすることとしたい。

なお、検討の透明性、公正性を確保するため「令和 3 年度立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針」を定め、これに基づき検討を進める。

2 採択に関する処理について

(1) 前回の採択事務処理

ア 組織について

令和 2 年度は、立川市教育委員会において、教科用図書選定検討委員会（P T A 代表、公募市民含む）を設置し、その下部組織として調査研究部会（その教科を専門とする教員）を設け、以下の取組も行い、調査研究を行った。

イ 見本本の展示について

- ・教科用図書見本本の展示
立川市役所本庁舎、中央図書館、上砂図書館、錦図書館
- ・全校に教科用図書見本本を回覧

ウ アンケートの実施

- ・市民からの意見を把握するため、見本本展示に併行してアンケートを実施
- ・検討委員会及び研究部会以外の教員からの意見を把握するため、見本本回覧と併行してアンケートを実施

(2) 今年度

令和 2 年度は各教科書発行者から本市に 9 冊の見本本が送付されたが、自由社から 4 冊の見本本しか送付されていない。そこで、文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和 3 年 3 月 30 日）の「教科書発行者の判断により、教科書見本本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えない」という通知に基づき、以下のように対応する。

ア 組織について

- ・送付部数の制約から各 3 名で構成する教科用図書選定検討委員会及び調査研究部会を設置し調査研究を行う。
- ・構成は管理職及び教員とする。

イ 見本本の展示について

- ・中央図書館のみで展示。

ウ アンケートの実施

- ・展示に併行して市民アンケートを実施。

令和 3 年度立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針（案）

令和 3 年 6 月 23 日 教育委員会決定

1 採択に向けた基本方針

市立中学校で使用する教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く。）の採択（以下「教科書採択」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則等の関係法令に拠り行う。

2 採択の実施

教育委員会は、以下の場合において、教科書採択を行う。

- （１）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条の 3 号が掲げる特例に該当し、教科書採択が必要となる場合（以下「特例採択替え」という。）

3 採択に係る組織の設置

- （１）教育委員会は、教科書採択が適正かつ円滑に行えるよう、特例採択替えの年度ごとに、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- （２）検討委員会は、教科書採択に係る検討が的確かつ円滑に行えるよう、特例採択替えの年度ごとに、該当の教科用図書の調査・研究を行う立川市立中学校教科用図書調査研究部会（以下「研究部会」という。）を設置する。

4 各組織の構成・役割

（１）教育委員会

- ア 関係法令及び通知文書等を確認する。
- イ 前年度に採択された教科用図書の既に提出されている報告書、及び検討委員会から提出される報告書を確認及び検討する。
- ウ 歴史的分野の前年度に採択された教科用図書と、検定を経て新たに発行されることとなった教科用図書（以下「新規歴史教科用図書」）について、いずれか一種の教科用図書を採択（議決）する。
- エ その他教科書採択の事務が適正に行われるための指示を行う。

（２）検討委員会

- ア 6 月 24 日から 8 月 31 日までの間に設置する。
- イ 検討委員会に、委員長と副委員長を置き、これの運営に当たる。
- ウ 検討委員会の委員は、市立中学校長、市立中学副校長、市立小学校長の中から教育委員会が委嘱する。ただし、以下の者は、委員となることはできない。
- ① 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
 - ③ 教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力し

た者を含む。)

- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- ⑤ 教科用図書の供給の事業を行なう者及びこれに準ずる者
- ⑥ 上記に掲げる者と実質的に同視される者

エ 検討委員会は、教育委員会の附属機関として、以下の役割を担う。

- ① 関係法令及び通知文書等を確認する。
- ② 新規歴史教科用図書の検討を行い、教育委員会に報告書を提出する。
- ③ 研究部会を運営し、提出される調査書の検討を行う。
- ④ その他教育委員会が教科書採択を適正かつ円滑に行うための必要な事項に関することを行う。

(3) 研究部会

ア 6月24日から8月31日までの間に社会科についてのみ設置する。

イ 研究部会に部会長を置き、検討委員会の委員である市立中学校長を充てる。

ウ 研究部会の部会員は、以下に該当する者の中から教育委員会が委嘱する。

- ① 市立中学校長会が、当該教科の指導に熟達していると判断し、その者が所属する市立中学校長の承諾を得て推薦した市立中学校教員

ただし、以下の者は、部会員となることはできない。

- A 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等以内の親族
- B 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- C 教科用図書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- D Cの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- E 教科用図書の供給の事業を行なう者及びこれに準ずる者
- F 上記に掲げる者と実質的に同視される者

エ 研究部会は、検討委員会の附属機関として、以下の役割を担う。

- ① 教科用図書見本、教科用図書編修趣意書等に基づき、教科用図書についての調査・研究を行う。
- ② 新規歴史教科用図書の調査書を作成し、検討委員会に提出する。
- ③ その他検討委員会の定めた必要な事項を行う。

オ 研究部会の種類及び調査すべき教科用図書は、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会設置要綱にて別に定める。

5 研究部会の調査内容及び調査書

(1) 調査内容

- ア 内容の選択（資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性、個人差及び地域差への配慮）
- イ 構成・分量（系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度、分量）
- ウ 表記・表現（文字、語句、語法、文体、記号、式、図形等の一貫性及び明確さ）
- エ 使用上の便宜（自主的・積極的学習、全体の内容構成）

(2) 調査書

研究部会の調査書は、調査内容の詳細を記述する。ただし、教科用図書に対する数値による評価は行わない。

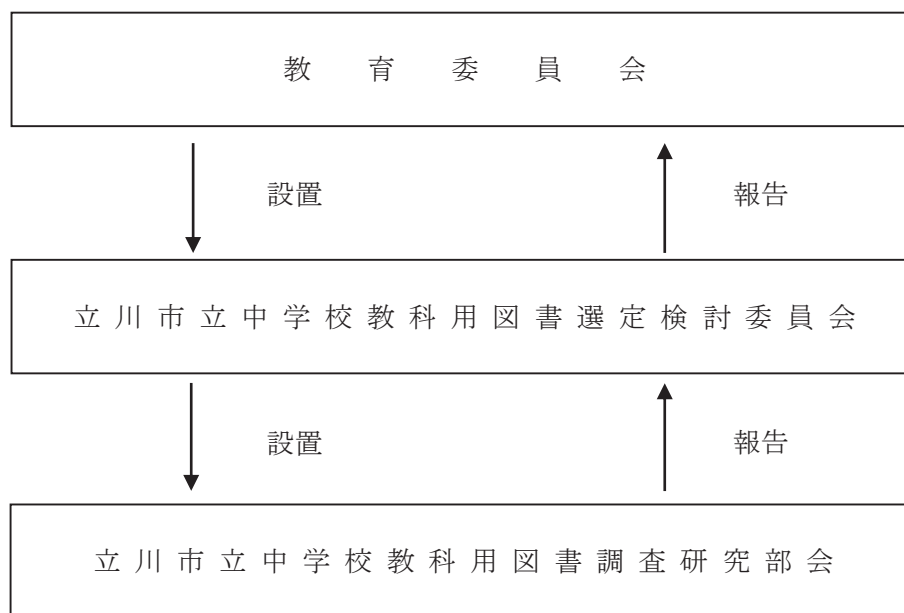
6 教科用図書見本本の展示

- (1) 新規歴史教科用図書の見本本を中央図書館において一定期間展示する。
- (2) 展示期間については、別に定める。

7 教科書採択に係る文書の公開

- (1) 検討委員会及び研究部会の開催日、構成員、報告書、会議録等は、教育委員会が教科書採択を議決した後でなければ公開しない。
- (2) 教育委員会は、教科書採択の議決後、教科用図書及び採択理由を公表する。

8 組織図



附 則

- 1 この基本方針は、令和3年度の歴史的分野における教科書採択に係る採択理由の公表をもって効力を失う。

令和 4 年度使用中学校歴史的分野教科用図書の採択について（案）

1 採択に向けた基本方針

市立中学校で使用する教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く。）の採択（以下「教科書採択」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則等の関係法令に拠り行う。

2 採択のスケジュールについて

6 月 23 日 第 12 回 教育委員会

○「採択の基本方針（案）」を議案として提出

6 月 24 日 見本本の展示及びアンケートを開始（終了は 7 月 18 日）

6 月 28 日 委員への委嘱状交付及び説明

6 月 28 日 調査研究部会の調査期間

～7 月 9 日 とりまとめた「調査書」を選定検討委員会へ提出

7 月 12 日 選定検討委員会の選定検討期間

～7 月 22 日 とりまとめた「報告書」を教育委員会（事務局）へ提出

7 月 29 日 第 14 回 教育委員会 協議

8 月 6 日 第 15 回 教育委員会 歴史教科用図書の採択

3 採択対象となる教科用図書

教科	種目	発行者名	書名	備考
社会	社会 (歴史的分野)	東京書籍株式会社	新しい社会 歴史	令和 2 年度立川市採択
		株式会社自由社	新しい歴史教科書	令和 2 年度検定合格